

5,000円の減、4項その他補償金は、公共下水道事業及びその他事業に伴う配水管布設替補償費575万6,475円、5項出資金は377万8,000円で、地方公営企業法の繰出基準に基づき、一般会計から繰り入れしていただいたものでございます。

水道48ページをお開き願います。支出でございますが、第1款資本的支出の総額は4億6,897万7,539円で、前年度より4億6,215万9,168円、49.6%の減となり、これは主に、前年度において清水町浄配水場更新事業が完了したことによるものでございます。内訳につきましては、1項建設改良費といたしまして、1目事務費は建設に関する人件費などでございます。2目第4次拡張事業費は2億1,796万5,761円で、前年度より2億593万3,262円の減でございます。内容につきましては、石綿セメント管更新事業、平山浄水場高圧受変電設備更新事業などを実施いたしましたものでございます。

なお、石綿セメント管更新事業については、本年度工事をもって計画更新総延長30.2キロメートルを完了することができました。

水道49ページをごらんください。3目水源開発費は1,294万9,028円で、長井ダム使用権に係る負担金及び企業債利息でございます。長井ダムが本年3月に完成し、負担金についても終了となっております。昭和63年から負担してまいりまして、総額で7億5,067万2,000円となったところでございます。4目配水施設整備費は2,052万4,804円で、県・市道関連工事に伴う配水管布設替工事を実施いたしました。5目資産購入費は、量水器の購入費24万1,350円でございます。2項1目企業債償還金につきましては1億8,070万640円で、前年度と比べ1億8,377万4,908円の減となり、平成21年度で公的資金補償金免除繰上償還が皆減となったことによるものでございます。

以上、平成22年度長井市水道事業会計決算の概要でございます。よろしくご審査の上、ご認

定賜りますようお願い申し上げます。

平成22年度長井市各会計決算に関する総括質疑

○町田義昭委員長 以上で概要の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

高橋孝夫委員の総括質疑

○町田義昭委員長 順位1番、議席番号13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 私は、市民生活の向上を願いながら総括質疑を行います。2点について順次質問申し上げますので、それぞれ明快な答弁をいただきますようお願いを申し上げます。

質問の第1は、地域の拠点である自治公民館の充実を図ることが必要と思うがについて、お伺いをいたします。

長井市内には87の自治公民館がありまして、それぞれ当該の地域でこの運営をされているということをご案内のとおりです。詳しくは、この前いただきました平成23年度版の「長井市の教育」、この冊子の最後のほうに、90何ページからかなり詳しく記載をされております。

当該の地域ごとにこの運営をされているわけですが、行政との関係もこれはあるわけで、平成22年度の決算でも自治公民館に対して補助などの支出がなされております。平成22年度の決算の主要な施策の成果報告書、これによります

と、自治公民館育成支援事業ということで、1つは、自治公民館活性化事業補助事業として95万円支出をし、2つは、自治公民館施設設備事業費補助事業として、7つの自治公民館に対し73万3,000円の支出があったとされています。

私は、この申し上げた1つ目の自治公民館の活性化事業補助事業についてお伺いをしたいと思います。成果報告書によりますと、この自治公民館活性化事業補助金というのは、14自治公民館及び3分館連絡協議会に補助したと触れておりまして、評価、問題点及び改善策では、事業の取り組みが定着したが、希望館、希望する公民館ということになると思いますが、これに偏りがあると。本事業の集中を図り、地域活性化の一助にしたいと総括をされています。

そこで、まず、以下、教育長にお伺いをいたしますが、この自治公民館活性化事業補助金は、平成15年度から、これは条例ではなくて要綱で展開をされてきたものと私は理解をしていますが、実際にこの補助金交付が本格化した平成16年度から平成22年度まで、7年間というふうになろうと思えますけれども、実績がどうなっているかについて、まずお聞かせをいただきたいと思えます。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 高橋委員のご質問にお答えをします。

この自治公民館活性化事業補助金は、今おっしゃったとおりに平成16年度から本格的に実施してきた事業ですけれども、これまで分館連という合同の事業での補助申請というのが結構多くなってきているということが、まず一つ上げられるんじゃないかなというふうに思います。

2点目は、やっぱり補助申請件数というのは若干減少傾向にあるわけですが、事業規模が大きくなっているのか、事業内容が充実してきているというようなことも言えるんじゃないかなというふうに思います。

ちなみに、平成22年度には申請件数が14件だったのですが、限度額、上限の8万円まで支給できずに上限を7万8,000円と減額したということもありますし、今年度、平成23年度について、今のところ13件ぐらいあるというふうなことです。今年度のこれからの状況などによっても、この補助額、これを来年度以降、確保しなければならぬのかなというふうに思っています。

あと、4点目としては、世帯数の少ない自治公民館でも、事業のタイトルとか内容に工夫を凝らして毎年度申請をしているところもあります。19年以降の新規補助申請地区については10地区、10の自治公民館、19年以降に再度補助申請したという公民館が10地区、10の自治公民館があります。18年度以降、継続して補助申請をしている地区が8地区あるということで、活性化補助金を申請したことのある地区というのは約半数になってるんじゃないかというふうにとらえていますが、いろいろこれまでも分館連の総会なり、または公民館研究大会の折、または各地区の地区公民館の館長会とか主事会等でもPRしていますので、できればもう少し広がってくれればありがたいなというふうに思っているところです。以上です。

○町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 概括的に答弁いただいたわけですが、ちょっと調べてみたんです、資料いただいて。平成15年度は、言われたとおり2件、2分館しかなかったんですけども、16年以降、22年まで、それぞれ実績があるわけです。この自治公民館というところに限定をしていえば、平成16年度は24分館、それから17年度は18分館、18年度は16分館、19年度は14分館、20年度は13分館、21年度は11分館、22年度は11分館です。

総体でどうなのかなというふうに思ってそれも見てみたんですけども、例えば中央地区には

19分館、自治公民館があるわけですが、そこでこの活性化補助金を活用した分館というのは13分館です。それから致芳は12分館あるわけですが、ここでは4分館が活用をしています。西根は19分館ありますが、これは立派で16分館が活用されている。平野は13分館あるうち5分館が活用されている。伊佐沢は7分館あるうち2つの分館が活用している。豊田は17分館あるんですけど、活用例が全くないです。

こういう状態だということが一つと、年々その補助額も、それから件数も減ってること。こういう状態をどうとらえてるのかなというところが私ポイントだと、こう思うんですけども、そこはどういうふうにとらえられているんですか。今ほど、5つほどのこの話がありましたけれど、言ってみれば、87分館あるうちのまず40分館、1回から7回までありますけれど、活用したことはそれくらいしかないですね。約半数、確かにそうですけど、46%しかないんです。

そういう状況であるとか、年々申請件数が減ってるということ、それから偏りあります、非常に。40分館活用したというふうに申しあげましたけれど、見てみると、そのうち1回しか活用したことがないというのが17分館あったんです。2回というのが7分館あって、これで6割です。あとは3回、4回、5回って、これは微々たるもので、7回連続してというのは3分館あるわけです。見てみるとかなり偏ってる。

だから、この補助金を活用されるところとかはもう決まってきたというふうに言えるんじゃないかと私は思ってますけども、何でこういうふうになったととらえておられますか、そこだけお聞かせください。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 この自治公民館活動補助金、これの活用については、先ほども申しあげましたけども、いろんな場で自治公民館のほうにはPRをしているわけですが、やっぱり自治公民

館を取り巻く地域の世帯数とか、または世帯数を構成するメンバーとかなどによって、なかなか新たな事業を取り入れることができない。前に高橋委員のほうからご指摘がありましたけども、地域の継続した伝統的な行事すらなかなか大変な状況にある地域もあるんだというふうなお話もありました。そういうこともあって、なかなか事業に取り組めない公民館があるのではないかというふうにとらえています。

○町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 そういうこともあると思います。ただ、私、見てみると、例えば、さっき申し上げましたけれども、平成22年度の成果報告書では、総括のところをいうと、事業の取り組みが定着したが希望館に偏りがあると、本事業の周知を図り、地域活性化の一助にしたいと言ってるわけですけど、それじゃ、去年はどうだったのかとなれば、こういうふうに分析をしてるわけですね。事業の取り組みが定着したと。何をもち定着したとか、私はわかりませんが、ここでも希望館に偏りがあると。もう一つ、要綱等の周知を図るべきだというふうに言ってる。じゃ、20年度はどうか。要綱等の周知を図る、あるいは要綱内容の検討を図る必要があると、こういうふうなことですとこの間流れてきてて、そういうふう流れてきてるけれども、実際は本当は減ってるわけです、額も減ってるわけです。

そのことを私は見たときに、この活性化補助金の制度そのものが現況の全体の自治公民館のニーズに果たして合っているのかどうかということも含めて、私は見直していくという時期に来ているのではないかと、こう思うんですが、そこはいかがですか。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 お答えをします。

今回、平成23年度についても、各自治公民館の実態、1戸当たりの負担金とか、または総予

算額とか世帯数とか、そういうものも調査をさせていただきました。その際に、やはりいろんな自治公民館のほうからあった声というのは、いろんな声がありますので、かつてのような市の補助金が出て小規模地区では役員体制も少なく、地区公民館とか小学校、地区の神社の例祭等の行事を考えると、日程的にも新規事業を入れるのはもう難しいという、そういうふうな話の地区とか、地区費のほうからだと思いますが、地区からだけの予算でも十分であるという声がある一方で、やっぱり以前のような全地区への世帯割的な補助があれば地区の負担金を減らせるので助かるといった声や、地区の集まる行事や準備の際にジュース等を出すことができるようになるので補助してほしいというような、そういう声もありました。

さまざまな公民館ごとの声がありますので、それらのことをやはり生の声を聞きながら、現在のこういう補助制度でいいのかどうか、この辺は、やはり二、三年かけてでも検討していかなくちゃならないというふうに考えているところです。以上です。

○町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 これから検討するということですが、今の教育長答弁の中で言われましたけれども、私は、この問題は平成18年の9月定例会の決算の総括質疑でちょっと質問させていただいてます。そのとき教育長は、長井市の行財政改革の方向性としては運営費補助的な補助金は出さない方向で進めており、自治公民館活性化補助金として、住民活動の活性化とか住民主体の活力のある社会構築を推進するような事業そのものに対して補助金を交付するという考え方なんだというふうに答弁をされてるわけです。

加えて、実際16年度から始まったわけですが、先ほど実績で申し上げたとおり、18年の段階でも既に減少傾向が出ていました。これ

について私は、減少傾向と、それから特定の分館しかなか活用できないという傾向があったので質問させていただきましたけれども、そのとき教育長はこういうふうに答えてる。この制度は平成20年3月31日までですので、20年度については5年間の実績を踏まえながら検討していきたいというふうに、今みたいなご答弁されてるんです。現実的には、じゃあ、この20年度で検討されてきたんだろうとは思いますが、どういう検討がこの間加えられてきて、それが現実的に20年度以降に反映をされたのかなど、私は見えないです。そこをお聞かせをいただきたいと思います。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 お答えをします。

平成18年度の決算総括の中でも、自治公民館のことについてはいろいろ議論をさせていただいた経緯がありまして、平成20年度までに一応検討するというような答弁をさせていただきました。

地区公民館のほうが平成21年度から指定管理者制度に移行すると。平成19年度に長井市の公民館振興計画を策定しました。その折にパブリックコメントなんかもやったんですが、意見はありませんでしたけども、館長会とか主事会を持って、自治公民館のあり方、地区公民館のあり方、その連携のあり方等についての検討をさせていただきました。ただ、自治公民館活性化事業補助金については、やはり、平成18年度にもお答えしたように、当時、運営補助的な面というのは削除される傾向でしたので、運営費補助じゃなくて事業活性化のための事業補助、これにやっぱり重点を置いていくべきでないかと。どうしても活動補助金の場合は240万円ぐらいの予算があったんですが、大体3万円以上の補助金が交付された館は300世帯以上ぐらいの館で4館ぐらい。あとはほとんど2万1,000円から2万2,000円ぐらいの補助金でした。こうい

+

う薄く広くという考え方でなくて、やっぱり集中的に事業推進のために、この活性化事業補助金でいいんでないかというような方向でそのときは進めています。

○町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 平成20年度で検討するという中身は、今おっしゃられた中身でしかなかったということですか。そういう意味で、じゃ、わかりました。

検討していただくということですから、私はそれでいいんですけども、少し、やっぱり当時の行財政改革真ただ中でいろいろな事業を削ったわけです。この自治公民館というか、地区公民館も含めてですけども、その経費をかなり大幅に削って、先ほど今言われましたけれども、平成15年度までであった、この運営費補助金、これは200万円を超していたわけですけども、これを全面的にばっさり削って活性化補助金という名目にして、地区公民館もいろんな事業経費を削って、むしろ無理くりこの活性化補助金を該当させて展開をするという方式にしたわけですね。私はそのあおりなんだというふうに、こう思いますけれど、今ほど教育長が言われたとおり、当時の議論展開、いわゆる押しなべて運営費補助をやるのではなくて、地域の活性化につながるような事業だけに該当させるという考え方は、しかし、現実的なこの7年間の数値を見る限り、これは、さっきも申し上げましたけれど、87ある自治公民館のニーズには必ずしも合っていないということははっきりしたわけです。そのことを踏まえて、私は本気になって検討してもらいたいなというふうに思っています。

その際ですけども、ただ、さっきも申し上げましたように、7年連続でこの補助金を受けてる自治公民館あるわけです、現実的に。ここはやっぱり大事にしなきゃいけないと、私はこう思うんです。ここはやっぱり継続してこれか

らもこの種のものを受けられるようにしなければいけないんだろうなというふうに思いますし、そのことを含めて、どういうふうなものだと受け入れられるのか、それから使い勝手がいいようにできるかというその検討を加えていただきたいというふうに思いますが、現実的に23年度はもうスタートしてますからそこは無理としても、新年度に向けてというふうに検討を開始されるというふうに私は理解していいのか、そこをお聞かせをいただきたい。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 今の補助金制度についてはいろいろ問題点も出てきていますので、検討する必要はあるというふうに思っていますが、まだ財政改革の途中でもありますので、もうやはり二、三年ぐらいかけて、今、高橋委員からお話がありましたように、どういうふうにしていけば、今までこの補助金を活用してきて事業を展開した公民館がこれからも活用できるのか、また、世帯数の少ない自治公民館が運営面でできるだけ苦勞がないようにするにはどうしたらいいのかとか、そういうもの、いろんな要望ある中で総合しながら検討していかなきゃならないということで、来年度からというふうにはちょっと私も考えていません。二、三年やっぱりかかるんじゃないかというふうに思っているところです。

○町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 本当は平成20年度に、もうそういう検討がなされなければいけなかったんだと思うんです。それがまた後ろにずれていくというのは少し抵抗は感じますが、本当にちゃんとやってもらうには、逆にそれくらいかかるのかもしれない。でも、やっぱり充実した中身にしてほしいなと思います。

私、申し上げたいのは、新しい事業をして自治公民館の中で事業展開をして、それで活性化になるということとはとても格好いいわけですが

れども、そんな余力はないのよ、現実的に。本当に今、自治公民館で踏ん張って頑張っている中身は、今まで自治公民館の活動、事業内容として先輩たちがずっと展開をしてきた事業を少しでも減らさないで、いかに継続させていくのか、細々でもいいからいかにつなげていくかという、そのことにもうきゅうきゅうとしているわけです。しかも世帯数が減少する。そして確実に進行しているのは高齢化で、この高齢者の単独世帯がふえる。そういう中で、なかなか若い人、この地域の活動を担う担い手というのが不足しがちという中にあっても頑張ってるんだよね。そこをやっぱりちゃんと私は見てもらいたい、そういう頑張りを。そこにどう手だてできるのかということ、ぜひ考えてほしいなというふうに思います。

もう一つですけれども、私はこれまでも申し上げてきましたけれども、87ある自治公民館のそれぞれの生い立ちが全然違います。立地している条件も違う。そういうことを考えたときに、ぜひ考慮をしてもらいたい課題の一つとして、かなり高い借地料や、あるいは公民館の使用料というか、建物を借りてる場合などもあるわけですし、そういう負担についての補助というのも、これはやっぱり足並みをそろえるというか、同じスタートラインに立てるというふうな意味からいうと、私はこの補助制度というのはあってもいいのではないかとこのように考えてきました。こういったところもぜひ検討に入れてほしいというふうに思っているのですが、そのところの考え方についてお聞かせをいただきたいと

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 今、高橋委員のほうから借地料の件についてご指摘がありました。かなりの自治公民館で土地を借りているという実態はとらえているところですが、その補助についてということのようですけども、私独断で判断す

ることもなかなか難しいわけですけども、そういうものも含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。

○町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 ちょっといきなり市長に振ってすみませんけれども、今の点について考え方おありになればお聞かせをいただきたい、今、補助の関係ですが、そのところについて。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

高橋委員がおっしゃるように、これから地域の拠点である自治公民館の充実を図ることというのは、重要な長井市の課題だと思っております。ですから、教育長が先ほどから答弁いたしておりますように、少し時間をかけさせていただきたいと思っております。それは、平成13年から17年まで行った財政再建5カ年計画、それから平成18年から22年までの集中改革プラン、この中で、行革の委員会、また議会での議論を踏まえて、まず運営費補助については考えなきゃいけないと、このあり方を考えなきゃいけないということで、自主的な活動の事業費補助をやるということまでやってきたわけですね。

ただ、実態は、やはり高橋委員のおっしゃるとおりですので、私としては、平成16年から25年までは今の第4次総合計画なんですよ。第4次総合計画でそういう形で今まで来ましたので、やはり平成26年からの第5次総合計画の中でしっかりと、その自治公民館あるいは地区公民館、また、その地域の計画を含めてどういうふうに、この地域の活性化というよりも、コミュニティをどういうふうにより充実させるか、あるいは活性化させていくかという視点から、さまざまな部分について検討しなきゃいけない。

当然、その中で土地の借地についてもかなりばらつきがありまして、地区によっては年間30万円近い借地料を払ってるところもありますし、あるいは市で貸してるところもあるんですが、

+

市で10万円以上、借地料もらってるところとか、あるいは無料だったりとか、非常に矛盾があることも確かでありますので、その辺も整理をしなきゃいけないというふうに思いますので、ぜひこれからもいろいろご指導を賜ればというふうに思います。以上です。

○町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 ぜひそういうことで対応いただきたいと思います。

この項でもう一回、教育長にお伺いしますけれども、指定管理者制度を地区公民館に入れたときから、いわば中央公民館という、職場というか、機関がなくなったわけですね。それは、その役割については教育委員会の文化生涯学習課でやるというふうになっているわけですが、実際、自治公民館の立場でいえば、行政の中で自治公民館に対する指導であるとか、あるいは相談であるとかというのは、一体どこが具体的に窓口になってるのかというのが非常にわかりにくくなってきたんだと私は思ってます。

そういう意味では、これから勤労センターの指定管理の関係で、また多分12月からいろいろ議論をしなきゃならなくなるんだと思いますけれど、そのときに、中央公民館という存在の意義というか、位置づけというのは、もう一回問い返されるような気がして仕方がないです、私は。そのときでもいいから、もう少し明確に、窓口がここだと、この人だと、担当、いうふうにして進めていく、いわば専任の体制をつくっていくということがないと、なかなか、どこで一体実態把握をして、そして指導してこれからの計画を立てていくのかというのはわかりにくいので、この考え方、どうされようとしているのかについて、考え方あればお聞かせいただきたい。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 ただいまのご質問にお答えを

します。

確かに自治公民館については、行政のほうからかかわれないような法律になってるんですね、社会教育法上は。求めに応じて、必要に応じて支援、助言するということになっていきますから、行政としては非常にかかわりにくいという面がありますが、地区公民館も含めて公民館は、必要な協力及び支援に努めるものとするというような文言があって、教育委員会文化生涯学習課のほうの公民館担当のほうでいろいろやっていますので、公民館を通して自治公民館にかかわっていく。または自治公民館から直接、教育委員会のほうにいろいろな相談があればお受けするというような今は体制になってます。そういう面で、勤労センターを含めた中央地区公民館が指定管理者制度を導入するという時点で、やっぱり中央公民館的な立場の公民館、そういうふうなことも含めて検討していきたいというふうに思っています。

○町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 わかりました。そのときに、またこの議論をさせていただきます。

次に、公共下水道、それから農業集落排水事業、浄化槽事業を入れるための対応策についてお伺いをいたします。

まず、教育長に伺いますけれども、先ほどの87の分館の一覧表があるというふうに申し上げましたけれども、かなり詳しく出ています。多分これは数年前にアンケートをとったことをベースにまとめられたんだというふうに理解をしているわけですが、この各自治公民館の例えばトイレであるとか台所などから出る排水の対策であるとか、あるいはトイレは水洗化になってるとか洋式トイレになってるかとかという整備の仕方あるわけですが、そういうところまで含めて把握をされている、あるいはつかんでおられるのでしょうか。

○町田義昭委員長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 大変申しわけありませんが、その辺、私はつかんでいません。

○町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 じゃ、上下水道課長にお伺いをしますけれども、87分館、自治公民館があるわけですけれども、それぞれ公共下水道のエリアにある自治公民館、それから農業集落排水事業のエリアにある自治公民館、そして、ほかはあと全部、浄化槽事業のエリアというふうになるんだと思いますけれども、この浄化槽も含めて現実的にどういうふうなことで、例えば公共下水道には何分館入っていて、農業集落排水はこうで、浄化槽事業はこうでというふうなものがあればお聞かせをいただきたいと思うんですが、これ平成18年の6月の段階で、公共下水道事業に加入してるのは当時10の自治公民館ですと、それから農業集落排水事業に加入してるのは4つの自治公民館ですと、合併浄化槽設置は2つの自治公民館だと。これちょっと難しいんで、時期的なものがある。これ浄化槽事業イコールなのかはちょっとわからない。もう一つは、単にトイレの単独の浄化槽設置をしている公民館が7つの自治公民館ありますよということはいたっています。これは、この以降どうなっているのか。この間、資料いただいて、平成19年度から22年度までで5つの自治公民館が浄化槽事業で展開をしてるということはいいただきましたけれども、それらも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

○町田義昭委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 お答えいたします。

当課でつかんでる各自治公民館の水洗化というふうなことでは、公共下水道、それから農業集落排水事業、それ以外としては浄化槽の市町村設置型で把握しておりまして、一般的に公民館が入れた浄化槽についてはちょっとわかりませんので。それで、全体で87分館があるというふうなことをごさいますして、そのうち公共エリ

アのほうには33公民館があって、そのうち26が水洗化になってるようございます。それから農業集落排水区域については、6公民館のうち4公民館が接続となっております。それから浄化槽の市町村設置型でございますが、48公民館あるうち5公民館が浄化槽設置なってる状況でございます。全体で87のうち35公民館が水洗化なってる状態で、これについては今回9月の時点で調べたものでございます。以上です。

○町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 自治公民館の立場からいうと、やっぱり今、子供たちは、くみ取り式のトイレってなかなかしにくいし怖いというふうに言っているわけですし、地域の高齢化によってやっぱり洋式でないと難しいという声があって、何とかトイレを水洗化にすることと同時に、今は単独の浄化槽ってできませんから、それぞれのエリアに合った公共下水道、農業集落排水事業、あるいは浄化槽事業に該当させたいと思ってるところは多いと私は思います。私のところも現実的に思います。

ただ、ネックになることがあるんです。それは、やっぱり一つ工事費をどうするかという問題がありますし、もう一つは分担金、これをどうするか。だけど一番悩ましいのは、月々の使用料、これをずっと払い続けていけるかというところが問題になっているんです。だからなかなか踏み切れない。工事費であるとか、あるいは分担金のところについては、これ1回の部分ですからそのときだけの問題ですから、これは何とか前もって積み立てをしていってやるとかというところで、これ解決はできると思います。ただ、特に浄化槽事業でその事業に乗るという場合なんです、浄化槽事業のエリアにある分館、自治公民館というのはほとんど小規模な公民館になるわけです。そういうところで、例えば月々4,000円とか6,000円とかという負担ができないということで悩みがあるわけです。

+

上下水道課長にお伺いをするわけですが、一つは、この分担金の関係、それから、これは減免規定に該当させてる云々があったようですが、この関係の考え方と、それから月々の使用料について。一般の家庭の場合と自治公民館の場合の取り扱いを少し変えてるというお話を聞いておりますから、その点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○町田義昭委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 お答えいたします。

今、分担金と使用料の関係というふうなことで、各事業でお話ししたいと思っておりますが、公共下水道事業については、特環区域も含めまして、受益者負担金額については第1負担区から第5負担区、それから特環事業区域、すべて1平米当たり325円となっております。ただし、公民館敷地については、受益者負担金減免基準によりまして、町内会、自治会等が所有し、または使用する集会所の敷地については75%の減免率になっております。

また、下水道使用料でございますが、一般家庭と違いまして公民館用として独自に料金を設定しておりまして、毎月の基本料金なしの従量料金というふうなことで、1立方メートル当たり173.25円になってございます。

なお、汚水の認定水量につきましては、上水道メーターで検針された水量というふうなことでございます。

なお、ちなみに水道料金についても基本料金なしで従量料金のみというふうなことで、1立方メートル当たり210円、水道のほうはなっております。

それから、農業集落排水事業の分担金でございますが、これについては事業費の100分の5以内というふうなことで、今泉地区が15万円、それから大久保地区については18万円というふうなことで、事業のほうも既に完了してから5年以上も経過しておりまして、分担金について

は公民館等についてもすべて納入をいただいているところでございます。それから、農集排の使用料については下水道料金と同額となっております。

それから、浄化槽事業のほうでございます。分担金と使用料でございますが、公民館等については、公共施設という性格性といいますか、また使用頻度から、汚水量が一般家庭と比較しまして少なくなるということなどをかんがみまして、内規で定めているところでございます。

分担金のほうは、公共下水道の受益者負担金減免基準の第6号を準用しまして、これについても75%の減免率というふうなことで設定しております。5人槽で通常一般家庭が16万円のところ4万円、7人槽で18万円のところを4万5,000円、10人槽で22万円のところを5万5,000円というふうなことで、4分の1というふうなことでございます。

それから、使用料につきましては、一般家庭のほうについては条例で定めておりますが、公民館等については実費計算を行っております。通常の維持管理費用、法定管理、あるいは保守点検、清掃、汚泥処理、薬品などの実費計算に基づいて、使用頻度が一般家庭より少ないというふうなことで、汚泥の引き抜き等、年に1回、一般家庭であります。公民館は汚泥量が少ないということから3年に1回というふうな算定の仕方、3分の1の減額設定というふうなことでしてございます。

使用料の料金については、5人槽で通常4,810円のところを2,750円、7人槽で6,040円のところを3,060円、それから10人槽で7,880円のところを3,700円というふうなことで料金を定めさせていただいているところです。以上です。

○町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 ちょっと確認をさせていただきますけれども、公共下水道の使用料の

場合は、これは毎月の設定ではなくて年2回の徴収というふうになってると思うんですけども、それで間違いないかということと、浄化槽事業の場合は、今言われた、例えば7人槽で3,060円という金額は、これは月々の金額というふうになるのかどうか、お聞かせいただきたい。

○町田義昭委員長 鈴木要一郎上下水道課長。

○鈴木要一郎上下水道課長 お答えいたします。

公共下水道、水道料金については、年に2回、春と秋というふうなことで2回の請求させていただいております。それが使った量についての料金になります。あと浄化槽の使用料については、これ毎月、月割りの金額でございます。

○町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 そこがやっぱり悩ましいんです。以前に私ちょっとお聞きしたのでしたけれども、公共下水道のエリアの自治公民館の場合は、例えば中道で、2回あるわけですけども、1回の使用料で払う額というのは7,000円ぐらいだったと記憶をします。年間にしても1万4,000円なんですよ。だけど、この浄化槽事業の場合だと、仮に7人槽を入れたとしても3万円を超えるんですね、3万6,000幾らになってしまう。これって、使う下水道の形態によって負担が変わってでこひこがあるというのは、やっぱり私はなかなか難しいんだろうと思うんですよ。ただ、浄化槽事業の場合の事業形態というのは公共下水道などとは考え方が違うのでしょうかけれども、しかし、それにしても、負担をするほうでいえば、これはやっぱりできればならしてほしいというふうに考えるのが、当たり前というか、当然なわけです。余りにも違い過ぎる。

だから、さっきも言いましたけれども、中道公民館というのはかなり世帯数の多い地区の自治館なわけですね。そこでは当然にして収入もあるわけです。だけど、申し上げたように、浄

化槽事業のエリアにある自治公民館というのは本当にほとんどちっちゃい自治公民館が圧倒的。戸数も30戸や40戸や、本当に少ないところでは10何戸なんていうところで自治公民館持ってる。そこで仮に例えば5,000円、年間公民館の負担金として集めたって、そのうちの何割かはもうこの負担金で終わりなんてことになったら、やっぱり踏み切れないんだと思うんです。

ここは、私はもう一回考えてほしいなというふうに思っていますが、これ市長に聞くしかない。この検討にぜひ私は入っていただきたいと、こう思ってるんですけども、その辺どうなのか、今の段階で考え方あればお聞かせいただきたい。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 合併浄化槽につきましては、委員おっしゃるように確かに負担はあるんですが、管理費ということで。ただし、加入の際は減免になって7人槽でも4万5,000円です。あとは工事費が、中の便器とかは別として、浄化槽の工事費というのは、通常大きいものですから150万円とか200万円とかかかるわけですね、それはすべて市でやるわけですから、しかも更新時期の際は負担をかけないで行政がやるという制度ですので、確かに公共下水道とか農集排とは違うんですけども、そのこの部分は、これはご理解いただきたいと思います。

あとは、やはり合併浄化槽とか、公共下水道なんかもそうなんです、それに例えばバリアフリー化とか、そういったことなんかも含めて、今はまだ財政再建中ですから支援制度はなかなか、今の2割補助以内ということなんですけれども、ケースによってはやはり5割補助とか、そういったことなども、ぜひ次期の財政再建を明けた後の支援制度として使えないかということなども検討しております。ただし、合併浄化槽についてはやはりどうしても、いろんな制度上3つの種類があるということで、それをご承

+

知いただいて、あとは地区のご判断でそれ以外の自分たちで独自にやるという方法もあるわけですが、その辺もご検討いただければというふうに思っています。

○町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 市長言われるのも私わかるんですけども、独自にというのはないんだと思うんですよ、私。市でこういう事業を展開している以上は、市が合併処理浄化槽入れればいいなんていう発想では、ちょっとそれはないと思うので、してるところはありますけど、でもやっぱりそうではなく、私は前向きにここは考えていただきたいなど、これから、というふうに思います。

ここは詰まりませんでしたけれども、おおむね今回は了としたいというふうに思います。

最後にこの項でお聞きをしますが、今ほど私、質問させていただいたときに、どこが本当にこの自治公民館というところの把握をしなきゃいけないのかということところは、課題によってやっぱりばらばらになってるわけなんです。一般質問でも私申し上げましたけれど、3.11の大震災の際に、やっぱり身近な公民館に集えるというのは大切なことだし、そこをやっぱり充実していくというのはこれからの課題だと、私、本当に痛切に思いました。そうだとすると、そこにはやっぱり使い勝手のいいトイレも設置をしなきゃならない、いろんな改修が必要です。そういう意味では、トータルで自治公民館の実態がどうなのか把握をしていく必要がまずあるし、そのことを、平成24年度からとは言いませんが、来るべき第5次の総合計画の中に位置づけて進めていくにしても、少しちゃんとしたところが実情を把握をするということが必要だと思うんです。

そのことが一つと、もう一つ、先ほど浄化槽事業の際の分担金の減免のところ、それから使用料の考え方などについては内規でしていると

いうお話があったわけですが、現実的には、先ほど申し上げたように18年からそんなに進んでいないんです。これを進めるためには、各分館連のところでも上下水道課も入って話をする、説明をするということももちろん必要ですが、やっぱり要綱でこういうふうになってますというものがあれば、私は一番わかりやすい、検討しやすいと思うんです、各自治公民館が。そういう整備をぜひ進めていくということが必要だと考えてるわけですが、その2点について、考え方があればお聞かせいただきたい。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

質問の趣旨が、ちょっと私、理解不足で、的が外れていましたらご指導いただきたいと思います。やはり、例えば公共下水、農集排、合併浄化槽についても、それぞれ非常に将来とも市の負担を残す部分なんです、実は。ですから、いくら公民館活動といえども、少なくとも維持管理の部分は地区公民館であればご協力いただきたいというのが私の基本的な考え方です。ただし、建設費等々は、公共下水も合併浄化槽も含めて、これは行政でやっぱりある程度負担していこうというふうに思っています。

ただ、自治公民館というのは、地区公民館とはまた別の非常に身近な地域にとっては重要な施設ですので、現在の教育委員会というよりも、例えば企画調整課とか、そういった部分も関係するところありますし、あとは上下水道課とか、あといろんな補助体制などはやはり文化生涯学習課あたりで整備することになるかと思いますが、どういうふうに地元の皆さんの意見を集約して、そしてそれにこたえて、よりよい形でその地域のコミュニティを図っていけるかという部分については、これからいろんな意味で検討してまいりたいというふうに思います。

ちょっと答えにならないかもしれませんが、よろしく申し上げます。

○町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 ちょっと言葉足らずですみません。

私、考えてるのは、それぞれ持っているデータを例えば窓口一本にして、それは文化生涯学習課のところを全部寄せていって、各自治館、87あるうちのその内容が大体わかるようにする体制をとる必要があるんじゃないかというのが一つです。

それから、今、分担金にしろ使用料にしても、内規でしてるとい話なわけです。それがなかなか広まらないから、要綱であるとか、そういったものにちゃんと文書化をして、それを各自治公民館に示せば具体的な検討ができると思ってるんですが、そういう考え方がないかということで伺いをしていますので、よろしくお願いします。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 大変失礼いたしました。

まず、87でしたっけ、館のいろんな事情があるということ、やはり文化生涯学習課が適正だと思いますが、そこにしっかりといろんな情報を集約しながら、これからの方向性を検討していきたいというふうに思います。

また、内規で定めてるといのは余り好ましくないのかなと、この件に関しては、そのように思いましたので、やはり要綱等々整備して、しっかりと市民の皆様にもお知らせできるような、そして安心して取り組んでいただける、活用いただくような、そういった方向に変えていかなきゃいけないというふうに思います。

○町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。

○13番 高橋孝夫委員 よろしく願いをしたいと思います。

もう1点あるのですが、時間がありません。一言だけ、市長に基本的な考え方だけお聞かせをいただきたいんですが、平成22年度で公有財産、2億7,800万円でしたかね、買いました。

だけど、これは私、去年も申し上げましたが、あるべき姿とはちょっと違うのではないかというふうに思っています。市が全部一括してあそこを購入したわけですが、将来的に建物の持ち分比率ごとに直していく考え方ないのか。それが、私はあそこを出発した際のいわゆる合築の相乗効果を上げるということであれば、当然帰結をするところだと思うんですけども、今無理です、商工会議所ようやくこれから長期にして何とかしようというときですから。だけど、状況を見てこれはこれから探っていくということだって、私は今後の課題だし、必要なことだというふうに思っていますけれども、そこについての考え方だけお聞かせをいただきたいと思います。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 T A Sの底地につきましては、私は昨年、議会からも議論をいろいろさせていただきながら、市が底地を取得するというご承認賜ったわけですが、あそのT A Sの半数以上の部分を市が主体となっている地場産センターが取得しているわけですから、あるべき姿であろうというふうに思っています。

また、商工会議所の事務所は、これはあのままあそこということなわけですが、ホテルの部分、民間の部分については、本来、商工会議所が持つべきものかどうかということについてはいろんな議論があるかと思っています。私としては、平成13年当時に商工会議所でやはり受け入れざるを得なかったと、本来であれば市が受け入れるべきだったのではないかというふうに思っておりますので、そういった意味では、将来とも底地をすべて市が取得するということは、今後あそのT A Sも含めて長い将来考えていった場合には、必ず市がすべて所有してたほうが誤りのない判断だったのではないかというふうに評価いただけたらと思っております。以上です。

+

- 町田義昭委員長 13番、高橋孝夫委員。
- 13番 高橋孝夫委員 これで終わります。ありがとうございました。

小関秀一委員の総括質疑

- 町田義昭委員長 次に、順位2番、議席番号5番、小関秀一委員。
- 5番 小関秀一委員 予定をしております決算総括について、若干、話題離れますが、大分残暑厳しくて、例えばですが、もうすぐ間近に迫った稲刈り等、大分昨年も腹白とか乳白とか、さまざま全国的にも品質悪かったわけですが、当地区もきょうあたりから、もうダムの水、農業用水も制限されたし、品質についてちょっと心配だなというふうに思うんです。ただ、先ごろ行われた予備調査で、県内安全宣言というか、不検出という結果が出ましたので、農業者、消費者の方もそうだと思いますけれども、ほっとしておるなというふうに思います。20日の本調査の結果が待たれるわけであります。

それでは、予定をさせていただきました質問事項に沿って質問させていただきます。

まず最初に、行財政改革推進委員会の意見書を平成23年の3月に出されておるというふうなことで、資料を見させていただきました。この委員会については、前の集中改革プランからもずっと引き継ぎながら改革に向けての諮問をなされたものだべなというふうに思います。特に今回については、施設の今後のあり方等について具体的に回答がなされておるというふうなことで、大変興味深く見させていただきました。

かつて社会教育委員などをさせていただいて、施設のあり方とか、最近も、例えば一般質問でもあったプラザの修理、修繕、維持管理等さまざまな市内の施設の課題等についていろいろ議

論される中で、じゃ、順番をどういうふうにしていくかというふうなことが最後にはよく言われるわけで、この答申では、学校の施設、これは耐震化の計画等も含めてでありますので除外すると、あと道路、橋、上下水道、あと病院等は除外して検討されたというふうなことでありますので、近々、学校のいろいろな耐震も含めての整備等については、これも多額な金額がかかるということで、これは別途考えておられるというふうなことについては私も賛同させていただきます。

特に、最初ですが、先ほどの高橋孝夫委員の質問の中にも、自治公民館の管理について最初のページで触れられております。長井市の管理してる公共施設で自治公民館として色彩が強いものについて、共通した意見として、さまざまな例えば補助事業がかかわったものとか、いろんな経緯の中で市が所有してる自治公民館といわれる建物がまだ多くあると。ここでは7施設上がっておるわけですが、この辺の答申というか、意見書では、処分の制限も受けておられる施設については早々に行政的な支援なり決断が必要であるというふうな意見があるわけですが、市長にその辺のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 自治公民館の施設については、その時点で行政のほうで支援をして建てなきゃいけないという判断をした自治公民館でございますが、委員ご指摘のとおり7つほどございます。これらについては、現在、地元の方々が運営管理は自主的に行っていただいているわけですが、先ほど高橋委員からありましたように、地代の部分が無料であったりしてると。一方で、長井市から土地を有料でお借りしてやるところもありますので、そういった部分については今後やはりその自治公民館等々と話し合いを行いながら、いずれ同じような、特例をできる